大阪市港区役所
広告付き庁舎案内表示設置事業者
募集要項

令和８年 11 月

大阪市港区役所

1　目的

行政財産である港区役所庁舎の有効活用を図ることにより、利便性の向上をはじめ、民間企業等との協働により市の財源を確保することを目的として、広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

2　施設の概要

（1）名称

大阪市港区役所

（2）住所

大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号

（3）庁舎開庁時間

月曜日から木曜日及び第 4 日曜日　午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

金曜日　午前 9 時 00 分～午後 7 時 00 分

※ただし、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く。

※繁忙期は上記以外にも臨時に開庁する場合あり。

3　募集広告媒体

使用許可場所	設置する広告媒体	寸法（最大）	位置	最低使用料（月額税抜き）
港区役所 １階正面玄関	デジタルサイネージ（※）併設タッチパネル情報モニタ	高さ 2,000㎜ 幅　1,700㎜ 奥行き　700㎜	別図のとおり	20,000 円

（※）表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体

詳細については、別添「広告媒体仕様書」のとおり。

4　応募資格要件

（1）応募者は、次に掲げる要件を満たした広告代理店（法人）とします。

ア　広告事業について、３年以上の実績があること。

イ　直近３年間において、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

（2）次のいずれかに該当している場合は応募することができません。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する欠格事項に該当している。

イ　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置期間中である。

ウ　大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者である。

エ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している者。

オ　本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者。

5　募集条件等

（1）事業者の施設使用形態

設置事業者は、別添「広告媒体仕様書」の「2　使用等の条件」に基づきデジタルサイネージ併

設タッチパネル情報モニタ（以下、「情報モニタ」という。）を設置し、使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

（２）使用許可の期間

使用許可の期間は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとします。令和 10 年４月１日以降、継続して使用する場合は、当初本市が設定した募集条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長、令和 14 年３月 31 日までの間、使用許可を受けることができます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

（３）行政財産使用料等

本市が設定する最低使用料（月額：税抜き）以上で価格提案のあった最高の価格をもって行政財産使用料とします。なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

納付にあたっては、使用許可期間分の使用料等を本市が指定する期間までに全額納付するものとします。

（４）必要経費の負担

ア 情報モニタの設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用

イ 情報モニタにかかる一切の電気使用料

納付にあたっては、使用許可期間分の電気使用料を本市が指定する期間までに全額納付するものとします（参考：令和８年度電気使用料（令和 7 年度実績に応じ算出）29,632 円）。

ウ 「広告媒体仕様書」に規定する個別メーターを設置する場合は、それに係る費用

（５）遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

ア 募集条件及び別添「広告媒体仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。

イ 広告放映にあたっては、関係法令及び、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市港区役所広告媒体への広告掲載要領」を遵守し、事前に本市の承認を得た上で表示してください。

ウ 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。

エ 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

6　応募申込手続等

（１）申込受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）～令和８年 12 月７日（月）

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

なお、土曜日及び日曜日は受付を行いません。

（２）申込受付場所

申込必要書類を本要項「13」に記載の提出先まで持参もしくは郵送でも受付可能とします。（電話、ファクシミリ、電子メール等による受付は行いません。）

なお、必要書類に不備があった場合は、申込受付期間内に再度提出することとし、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

また、郵送の場合こちらから問い合わせする場合があるため、問い合わせ先等が分かるようにしてください。

（３）申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	所定様式	１部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	所定様式	１部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書（写し可）もしくは履歴事項全部証明書	各種証明書(発行日から３か月以内のもの)	１部	発行日から３か月以内のもの
印鑑証明書（原本）		１部	発行日から３か月以内のもの
納税証明書（写し可）		１部	市町村が発行する固定資産・都市計画税、法人市町村民税の納税証明書及び税務署が発行する法人税、消費税について未納の税額がないことの証明書（納税証明書その３もしくは納税証明書その３の３）※令和７年度分
会社概要・企画内容等	様式自由	１部	「４-(1)-ア」にかかる設置実績について記載したもの。（会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの及び行政情報・広告掲載など機器設置にあたっての考え方、広告の規格、同種事例等の事業実績・広告料金など仕様書の内容を満たすと判断できるものなどを添付）
設置予定機器の仕様書	様式自由	１部	設置予定機器の仕様（サイズ、重量、電気容量等）がわかるもの

７　質疑書の提出及び回答

（１）受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）午前９時～令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

（２）提出方法

質疑書（様式３）により、上記受付期間内に電子メールにより送信してください。送信の際には、メール件名に**「港区役所庁舎案内表示」**として送信してください。

送信先メールアドレス：minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp

（３）質疑書への回答予定日

令和８年 12 月 14 日（月）

（４）回答方法

質疑内容を整理したうえで、港区ホームページ（ 事業者の方へ ＞ 入札契約情報 ＞ 広告・その他募集 ）に掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

８　価格提案書の提出

価格提案書（所定様式）については、次の提出期限までに直接持参して提出してください。

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状（所定様式）を併せて提出してください。

（１）提出期限

令和８年 12 月 21 日（月）午後１時 30 分～午後２時まで

（２）提出先

大阪市港区市岡１丁目 15 番 25 号

港区役所６階　601 会議室

（３）留意事項

提出期限以降の受理は一切行いません。提出期限を過ぎた価格提案書については無効とします。

提出にあたっては、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、封筒等には入れずに入札箱に投函してください。

応募価格は、月額の使用料（税抜き）を表示してください。ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって使用料とします。

９　価格提案書の審査

（１）価格提案書の審査の日時

令和８年 12 月 21 日（月）午後２時から事前に提出された価格提案書の審査を行います。

（２）価格提案書の審査の場所

大阪市港区市岡１丁目 15 番 25 号

港区役所６階　601 会議室

（３）価格提案審査

ア　価格提案審査は、価格提案事業者立会いのもとで行います。

イ　価格提案事業者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ　価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

（４）価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア　最低使用料（月額：税抜き）を下回る価格によるもの。

イ　応募参加資格がない者が価格提案したもの又は委任状の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ　指定の日時までに提出しなかったもの。

エ　応募申込者の記名押印がないもの。

オ　本市が交付した価格提案書を用いないで提案したもの。

カ　応募価格又は応募申込者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

キ　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

ク　価格提案に関し不正な行為を行ったもの。

ケ　その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

（５）設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、審査を経て設置予定事業者の決定後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

（６）くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案をした者が２者以上あるときは、直ちにくじにより決定します。

くじを引く順番は応募申込の受付順とし、当該価格提案事業者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が価格提案事業者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

（７）審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、当該価格提案事業者名及びその提示金額を大阪市ホームページに掲載します。また、設置予定事業者を決定しないときは、その旨をすべての価格提案事業者にお知らせします。

（８）価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

10　使用許可申請の手続

設置予定事業者に決定した者は、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。なお、掲出許可は応募申込書に記載された名義で行います。

11　設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

（１）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

（２）設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。

（３）その他、設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

12　その他

（１）応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、価格提案事業者または設置予定事業者の負担となります。

（２）提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。

13　本要項に記載する応募申込書の提出先及び担当窓口

担当：港区役所総務課（総務・人材育成グループ）　61 番窓口

住所：〒552-8510　大阪市港区市岡 1 丁目 15 番 25 号

電話：06-6576-9937